ＡＯＩ－ＰＡＲＣ次世代栽培研究ゾーン等の利用の手引き

第１章　総則

（目的）

第１条　この手引きは､AOI-PARC次世代栽培研究ゾーン等の適正な管理運営に資するため、その利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この手引きにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 連携機関　慶應義塾大学SFC研究所AOI･ラボ、理化学研究所、AOI機構及び静岡県

(2) 一時利用者　連携機関との共同又は委受託研究（以下「共同研究等」という。）契約に基づき、次世代栽培研究ゾーン等を利用する者

(3) 受入機関　一時利用者と共同研究等契約を締結した連携機関

(4) ビジター　前各号に掲げる者以外の者で、次世代栽培研究ゾーン等の視察、見学等（以下「視察等」という。）を行うもの

(5) 施設管理者　静岡県

（対象施設等）

第３条　この手引きの対象とする施設、設備及び機器（以下「対象施設等」という。）は、別表のとおりとする。

（利用の原則）

第４条　対象施設等は、次に掲げる目的のために利用することができる。

(1) AOIプロジェクト推進に資する研究開発を行う場合

(2) 視察等への対応を行う場合

(3) その他連携機関の活動に必要な場合

２　連携機関及び一時利用者は、本手引きのほか、AOI-PARC次世代栽培実験装置貸借規程（以下「貸借規程」という。）及び研究活動の手引き並びに関係法令を遵守し、自らの責任において適切に利用しなければならない。

第２章　対象施設等の利用

第１節　利用の手続き

（利用の手続き）

第５条　連携機関は、あらかじめ責任者及び利用者を定め、様式第１号による利用者名簿を施設管理者に届け出なければならない。ただし、届け出た利用者以外の者による利用が緊急に必要であると当該責任者が認める場合は、この限りでない。

２　連携機関は、対象施設等を利用して第４条第１項第１号に掲げる研究開発（一時利用者の共同研究等による研究開発を含む。以下同じ。）を行おうとするときは、様式第２号（利用計画書）又は様式第2-2号（継続利用申請書）をAOIプロジェクト研究調整会議（以下「研究調整会議」という。）に提出し、承認を受けなければならない。

３　この場合において、緊急その他当該研究開発の責任者が必要と認めるときは、当該責任者が研究調整会議構成員に対して電子メールその他の連絡手段によって説明し了解を

得ることにより、研究調整会議の承認を受けたものとみなすものとする。

4　前項の承認を受けた連携機関は、AOI プロジェクト現場会議（以下「現場会議」という。）において、研究開発についての情報共有を図るほか、当該研究開発が次世代栽培実験装置（以下「実験装置」という。）の利用を伴うものである場合は、その期間及び台数に関し必要な調整を行うものとする。

5　実験装置を利用する場合は、前２項に定める手続きに加え、連携機関及び一時利用者は貸借規程に定める手続きを行わなければならない。

6　火災等災害発生時その他緊急時の対応に関し、様式第３号による同意書を、連携機関は施設管理者に、一時利用者は受入機関及び施設管理者に提出しなければならない。

第２節　次世代栽培研究ゾーン

（利用可能期間）

第６条　次世代栽培研究ゾーンの利用可能期間は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 連携機関　通年

(2) 一時利用者　利用計画書に定める期間

（入室方法等）

第７条　次世代栽培研究ゾーンへの入室は、カードキーにより次世代栽培研究ゾーン出入口又は１階西側階段室の扉を開錠することにより行うものとし、次世代栽培研究ゾーンに入室後は、各自所有又は備付けの上履きに履き替えなければならない。

2　一時利用者は、利用日ごとに施設管理者からカードキーの貸与を受けるものとする。ただし、一時利用者が施設管理者と次世代栽培実験装置貸付契約を締結した場合において、当該一時利用者から、様式第６号による利用者個人に対するカードキー申請書の提出があった場合は、施設管理者は第６条第１項第２号の期間の範囲内で、利用者個人にカードキーを配付できるものとする。

3　次世代栽培研究ゾーン内の立入区域は、利用に必要な範囲のみとし、他の区域に無断で立ち入ってはならない。

（退室方法等）

第８条　次世代栽培研究ゾーンから退室する際は、各自の外履きに履き替え、上履きを備付けの靴箱に入れ、次世代栽培研究ゾーン出入口又は１階西側階段室の扉から退出しなければならない。

2　各所の基本照明、水道、電源等については、状況を確認の上、不必要なものを停止させるなどの対応をとるものとする。

3　一時利用者は、利用日ごとに貸与されたカードキーを施設管理者に返却しなければならない。

（ビジターへの対応）

第９条　連携機関は、ビジターを入室させる際は、施設管理者が用意する台帳にあらかじめ必要な事項を記載するほか、自らのカードキーにより扉を開錠するとともに、退室までの間は常に同行しなければならない。

2　ビジターが装着する専用の作業着、帽子及び上履き（以下「作業着等」という。）は、

対応する連携機関が用意するものとする。

（連絡方法）

第 10 条　計画停電、定期メンテナンスその他の施設管理上の連絡事項は、施設管理者から連携機関に電子メールで伝達するものとし、伝達を受けた連携機関は、受け入れている一時利用者がある場合は、当該一時利用者に伝達するものとする。

（火災等災害発生時、その他異常時の措置）

第 11 条　火災等災害発生時は、連携機関は施設管理者に、一時利用者は受入機関及び施設管理者に直ちに通報するものとする。

２　前項の場合において、施設内の人の生命若しくは身体の安全の確保又は施設若しくは研究素材の被害軽減のため緊急を要するときは、施設管理者、連携機関及び一時利用者は、可能な範囲で応急措置を行うものとする。

３　連携機関及び一時利用者は、火災等災害以外の異常（設備故障、病害虫等）を発見した場合は、別に定める異常時の対応マニュアルをもとに必要な対応を行うものとする。

（適用除外）

第 11 条の２　第７条第１項及び第８条第１項の規定は、３階の次世代栽培研究ゾーンの利用については適用しない。

第３節　個別研究室

（物品の持込み）

第 12 条　連携機関は、研究開発に必要な分析機器その他の物品（以下「物品」という。）を個別研究室に持ち込むことができる。

２　連携機関は、持ち込んだ物品について、自らの責任において適切に管理しなければならない。

（物品の相互利用）

第 13 条　連携機関は、前条の規定により持ち込まれた物品のうち、当該物品の帰属する連携機関が様式第４号により指定した物品に限り、相互に利用することができる。この場合においては、当該物品の帰属する連携機関の規程に従って利用するものとする。

（入室権限の付与）

第 14 条　連携機関は、他の連携機関の利用者又は一時利用者に、個別研究室への入室権限の付与が必要な場合には、様式第５号により施設管理者に申請するものとする。

（次世代栽培研究ゾーンに関する規定の準用）

第 15 条　第６条及び第９条から第 11 条までの規定は、個別研究室の利用について準用する。

第４節　次世代栽培システム室

（入室方法等）

第 16 条　次世代栽培システム室は、更衣室にて作業着等に脱ぎ着し、粘着マット及びエアシャワーを経由して次世代栽培システム室前室に入った後、ホワイトボードに入室者の所属及び氏名を記入するとともに申し送り事項を確認し、手洗いをした上で、自動ドアから入室しなければならない。

２　更衣室のロッカーは、利用者ごとに割り当てられた箇所を使用するものとする。
３　作業着等は定期的に洗濯し、清潔な状態に保たなければならない。
４　エアシャワーは１人で使用するものとし、扉の開閉は素早く行い、更衣室扉及び次世代栽培システム室自動ドアと同時に開けないよう注意しなければならない。
５　作業上の申し送り事項がある場合は、前室のホワイトボードに必要事項を記入するものとする。

（物品等の持込み）

第 17 条　連携機関は、研究開発に必要な物品及び植物を含む研究資材（以下「物品等」という。）を次世代栽培システム室に持ち込もうとするとき（受け入れた一時利用者が持ち込もうとするときを含む。）は、あらかじめ現場会議の了解を得なければならない。
２　物品等を搬入する際は、目視により汚れ及び害虫の付着の有無を確認し、清潔な雑巾での拭取り、70%エタノールによる消毒等を行うことにより、汚れや病害虫を持ち込まないよう努めるものとする。
３　土壌、培地等は、滅菌済みのものでなければ搬入してはならない。
４　持ち込んだ物品については、所属名の記入若しくはシール貼付、名札の括付け等により管理責任者等を明示した上で、自らの責任において適切に管理しなければならない。

（作業終了後の清掃、原状回復等）

第 18 条　次世代栽培システム室での作業を終了したときは、作業場所（機器周り、実験台、床等）の清掃を行うほか、移動した物品を元の場所に戻すものとする。
２　作業により発生した植物残渣等の廃棄物は、速やかに次世代栽培システム室外に搬出し、連携機関は各自で、一時利用者は受入機関の指示に従って処分しなければならない。
３　利用計画全体が完了したときは、連携機関及び一時利用者は、試験区域を原状回復しなければならない。
４　原状回復の確認は静岡県（農林技術研究所次世代栽培システム科）が行うものとする。

（次世代栽培研究ゾーンに関する規定の準用）

第 19 条　第６条及び第９条から第 11 条までの規定は、次世代栽培システム室の利用について準用する。

第５節　次世代栽培実験装置

（利用可能期間）

第 20 条　実験装置の利用可能期間は、利用計画書に定める期間とする。

（実験装置の取扱い）

第 21 条　実験装置は、貸借規程、マニュアル等に従い適切に利用しなければならない。
２　一時利用者は、実験装置の利用に当たり、受入機関の指示に従わなければならない。
３　初めて実験装置を利用する者は、あらかじめ実験装置の取扱いに関して理化学研究所から研修等を受けるものとする。
４　実験装置の有効な利用方法や利用上の不明な点は、理化学研究所に確認し、必要な助言を受けるものとする。
５　実験装置の改良が必要な場合は、実験装置の利用者が自ら行う場合を除き、理化学研究所への業務委託等により行うものとする。この場合においては、貸借規程の定めると

ところにより、原状変更に係る静岡県の承認を受けなければならないほか、原状回復義務を負うものとする。

6　実験装置の本来性能（初期の開発・整備において求められた機能、性能等をいう。）を発揮するために必要な調整作業は、本手引きの施行日から１年を経過するまでの間に限り、理化学研究所が行うものとする。

7　実験装置の利用に対し、実験装置の開発に係る知的財産権としての対価は求めないこととする。

8　ビジターによる実験装置内部の視察等は、原則として使用中でない実験装置のみを対象とし、使用中の実験装置内部の視察等を行う場合は、対応する連携機関は、あらかじめ当該実験装置を使用している連携機関及び一時利用者の了解を得なければならない。この場合においては、病害虫拡散のリスクを避けるため、栽培ユニットへの入室は１室のみとし、当該栽培ユニットから退出した後は他の栽培ユニットに入室してはならない。

（利用結果の取扱い）

第 22 条　実験装置の利用による測定結果、数値等については、静岡県は一切保証しないものとする。

2　連携機関及び一時利用者は、実験装置の利用による成果を公表（資料、パンフ、ポスター等の印刷物、学会・セミナー等での発表、論文等）する際は、AOI-PARC 並びに慶應義塾大学及び理化学研究所の知見を基に開発した実験装置を活用したことを、謝辞等で明記することとし、その旨を研究調整会議に報告するものとする。

（次世代栽培システム室に関する規定の準用）

第 23 条　第 17 条及び第 18 条の規定は、実験装置の利用について準用する。

第３章　費用負担その他

（費用負担）

第 24 条　対象施設等の維持管理に要する費用は、静岡県が負担する。ただし、静岡県以外の連携機関又は一時利用者が持ち込んだ物品については、この限りでない。

2　研究開発に要する費用は、原則として当該研究開発を行う者が負担するものとする。

（利用の停止）

第 25 条　施設管理者は、連携機関又は一時利用者が本手引き又は各種法令に違反したときは、その利用を停止させることができる。

（損害賠償）

第 26 条　連携機関及び一時利用者は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(1) 本手引きの規定に違反し、他の連携機関若しくは一時利用者又は施設管理者に損害を与えたとき。

(2) 自己の責めに帰すべき事由により他の連携機関若しくは一時利用者又は施設管理者の施設、設備等を滅失し、又は毀損したとき

2　前項の損害がビジターの行為等によるものである場合は、その賠償責任は、対応した連携機関が負うものとする。

（免責事項）

第 27 条　施設管理者の責めに帰することができない理由により生じた事故、盗難等による損害については、施設管理者は一切の責任を負わないものとする。

２　データ、ファイル等は、自らの責任において管理、保管等を行うものとし、当該データ、ファイル等の消失、流出等について県は一切の責任を負わないものとする。

３　第 24 条の規定により利用が停止されたことにより連携機関又は一時利用者に生じた損害については、施設管理者は一切の責任を負わないものとする。

（雑則）

第 28 条　この手引きの改廃は、研究調整会議において協議した上で、施設管理者が行うものとする。

附　則

１　この手引きは、平成 30 年６月 13 日から施行する。

２　この手引きの施行の際現に行われている研究開発については、第５条第２項の規定による承認を受けたものとみなす。

附　則

この改正は、平成 30 年 11 月 26 日から施行する。

附　則

この改正は、平成 31 年２月５日から施行する。

附　則

この改正は、令和２年６月 16 日から施行する。

附　則

この改正は、令和４年 10 月 19 日から施行する。

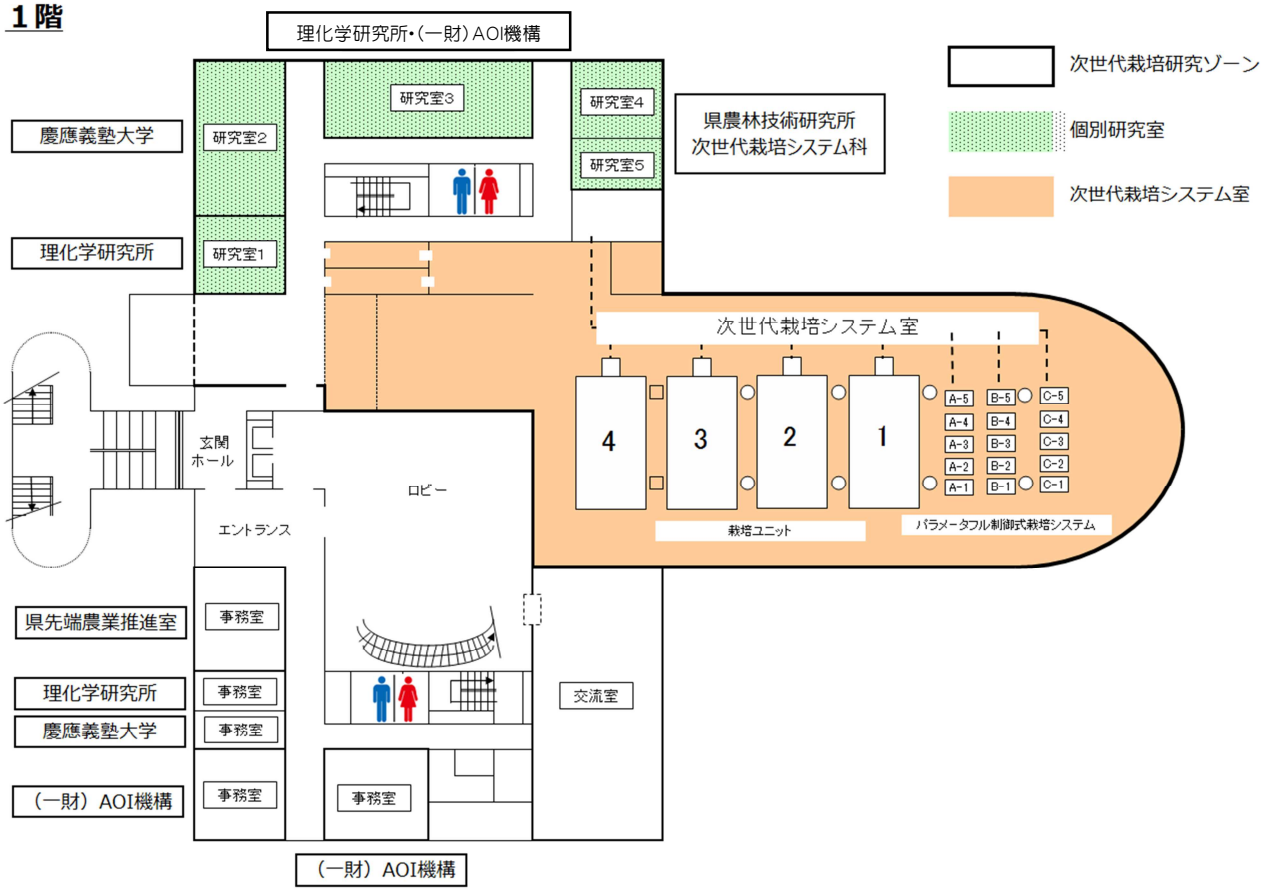
附　則

この改正は、令和６年 12 月 24 日から施行する。

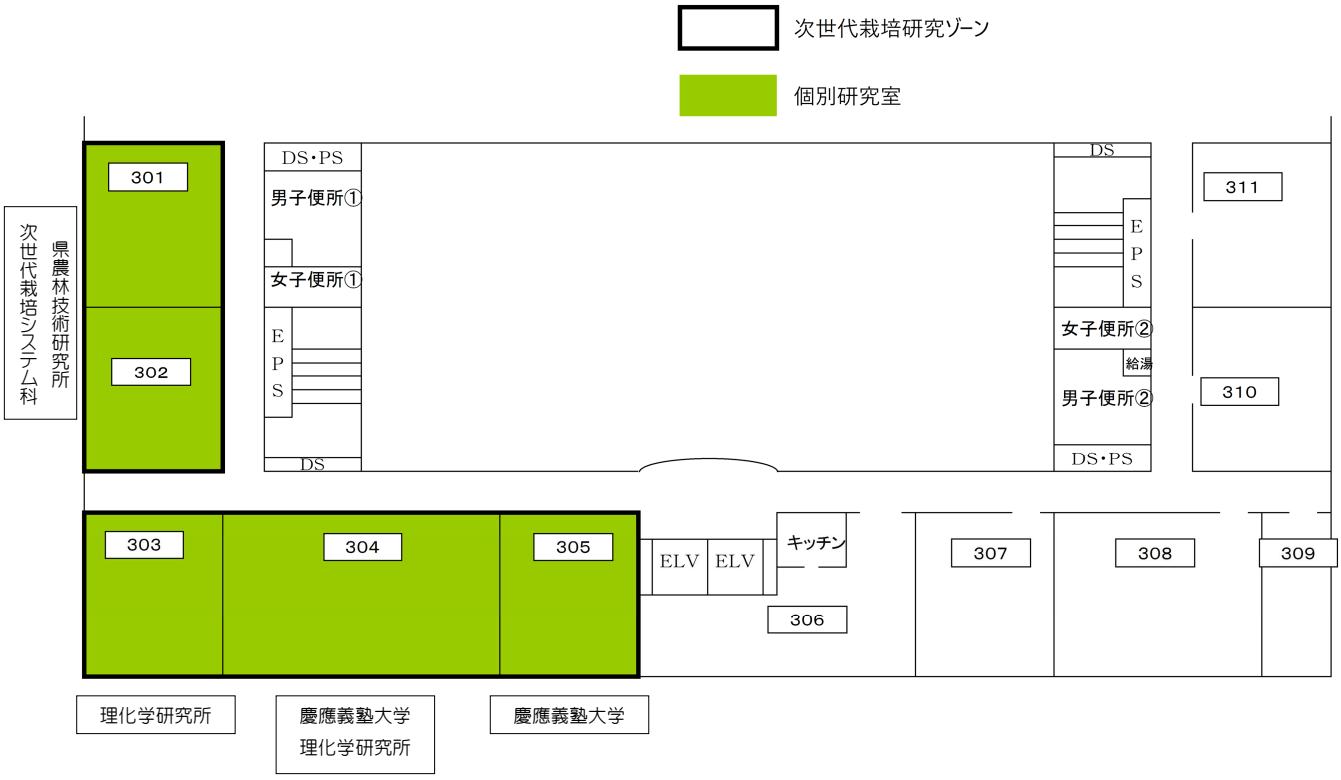
別表

対象施設等		備考
次世代栽培研究ゾーン	個別研究室	下図に示す範囲
	次世代栽培システム室	
	その他（廊下、トイレ等）	
次世代栽培実験装置	パラメータフル制御式栽培システム	次世代栽培システム室内に設置
	栽培ユニット①［育苗用］	
	栽培ユニット②［培地耕用 LED 調光型］	
	栽培ユニット③［水耕用］	
	栽培ユニット④［水耕用 LED 調光型］	
連携機関が持ち込んだ分析機器その他の物品		個別研究室又は次世代栽培システム室内に設置

１階


理化学研究所・(一財) AOI機構
次世代栽培研究ゾーン
個別研究室
次世代栽培システム室
慶應義塾大学
研究室2
研究室3
研究室4
研究室5
県農林技術研究所
次世代栽培システム科
理化学研究所
研究室1
次世代栽培システム室
4
3
2
1
A-5
A-4
A-3
A-2
A-1
B-5
B-4
B-3
B-2
B-1
C-5
C-4
C-3
C-2
C-1
栽培ユニット
パラメータフル制御式栽培システム
玄関
ホール
ロビー
エントランス
県先端農業推進室
事務室
理化学研究所
事務室
慶應義塾大学
事務室
(一財) AOI機構
事務室
事務室
交流室
(一財) AOI機構

３階


次世代栽培研究ゾーン
個別研究室
県農林技術研究所
次世代栽培システム科
301
302
DS・PS
男子便所①
女子便所①
EPS
DS
DS
EPS
女子便所②
給湯
男子便所②
DS・PS
311
310
303
304
305
ELV
ELV
キッチン
306
307
308
309
理化学研究所
慶應義塾大学
理化学研究所
慶應義塾大学